

税に関するお知らせ

問 税務室
☎892-0121

■ 事業主のみなさん

■ 給与支払報告書を提出してください ■

R7.1/1現在、交野市に居住する方に給与・賃金等(専従者給与・パート・アルバイト代含む)を支払った方(給与支払者)は、交野市宛に給与支払報告書を提出してください。提出の際は「R7年度市町村に提出する給与支払報告書等の作成および提出についての手引書」等を参考にしてください。

提出書類 給与支払報告書(総括表と個人別明細書) ※eLTAX・郵送での提出も可能。

提出期限 R7.1/31(金)まで **提出先** 市役所本館1階 税務室市民税係



HP

■ 特別徴収を実施します ■

特別徴収とは、給与支払者が所得税の源泉徴収と同様に、毎月の給与を支払う際に従業員の市・府民税を差し引いて、納税義務者である従業員に代わって、従業員の居住する市町村に納入する制度です。また、地方税法の規定により、所得税の源泉徴収義務のある給与支払者は特別徴収義務者として、市・府民税の特別徴収を行うことと定められています。

府と府内市町村では、原則全ての給与支払者を特別徴収義務者に指定し、市・府民税の給与からの特別徴収を徹底しています。詳細は、府HPをご覧ください。



HP

■ 償却資産の申告をしてください ■

事業用の固定資産(土地・家屋・自動車を除く)は、償却資産として固定資産税の課税対象となります。市内で償却資産を所有している個人・法人はR7.1/1現在の資産状況を申告してください。

提出書類 償却資産申告書(および種類別明細書) ※eLTAXでの提出も可能。

提出期限 R7.1/31(金)まで

【申告対象資産の例】

- ▷ 舗装路面、門、塀、外構工事、看板、屋外給排水設備等(駐車場・アパート経営)
- ▷ 各種産業用機械および装置(土木・建設・農業・医療用等)
- ▷ 机、椅子、ロッカー、パソコン、エアコン等の備品



HP

■ 市民のみなさん

■ 住宅の改修工事に伴う固定資産税の減額 ■

下表の要件を満たす住宅の改修工事を行った場合、申告することで家屋の固定資産税が減額されます。申告は、工事完了後3か月以内に行ってください。

※土地・都市計画税の減額はありません。また、耐震改修工事の減額は、他制度と重複適用できません。

※省エネ改修工事に伴う減額は、窓の断熱改修工事が必須で建築士等の証明が必要となります。

申告の際に必要な提出書類等 HPまたは、税務室固定資産税係へ問合せ

申告期間 工事完了後3か月以内



HP

		耐震改修工事	バリアフリー改修工事	省エネ改修工事 (熱損失防止改修工事)
対象となる住宅		S57.1/1以前に建築された住宅	新築後10年以上を経過した住宅(賃貸住宅を除く)	H26.4/1以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く)
改修工事の要件	工事内容等	現行の耐震基準に適合する改修工事を行い、建築士等から適合する旨の証明を受けたもの	▷ 65歳以上の高齢者等が居住している ▷ 床の段差解消、廊下の拡幅、浴室・トイレの改良等の改修工事	▷ 現行の省エネ基準に適合する改修工事 ▷ 窓の断熱改修工事(※必須要件)、内装の断熱改修、太陽光発電装置等の工事
	費用	自己負担額50万円以上の工事		自己負担額60万円以上の工事
減額の内容		家屋に係る固定資産税額の2分の1が減額(1戸あたり120㎡が上限)	家屋に係る固定資産税額の3分の1が減額(1戸あたり100㎡が上限)	家屋に係る固定資産税額の3分の1が減額(1戸あたり120㎡が上限)
減額の期間		工事が完了した年の翌年度分のみ		

R6年分所得税の確定申告

問 枚方税務署
☎844-9521

■ R7年1月から申告書等の控えに収受日付印の押印を行いません ■

書面申告等における申告書等の提出(送付)の際は、申告書等の正本(提出用)のみを提出(送付)してください。詳細は国税庁HPをご覧ください。



HP

■ 確定申告はスマホやパソコンで作成できます ■

国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」から申告書等を作成し、提出できます。「確定申告書等作成コーナー」は国税庁HP「確定申告特集ページ」(R7.1月上旬開設予定)から利用できます。



HP

■ 枚方税務署の確定申告会場 ■

日時 R7.2/17(月)～3/17(月)9:00～17:00(相談受付は16:00まで)※土・日曜日・祝日を除く。

場所 枚方市大垣内町2-9-9

※混雑状況によっては、入場整理券の配布を早めに終了する場合があります。

■ 交野市の確定申告会場(給与所得者・年金所得者の還付申告) ■

事前に入場整理券の申込が必要です。

日時 R7.2/7(金)・10(月)・12(水)・13(木)9:30～16:00※土・日曜日・祝日を除く。

場所 市役所別館3階 中会議室 **対象** 市民

入場整理券の申込 次の記載事項を全て記入の上、郵送(持参可)、FAX、Eメールで申込みください。

①住所(郵便番号必須)②氏名(フリガナ。家族分をまとめて相談する場合は、全員分の氏名)③生年月日④電話番号(日中連絡可能な番号)⑤相談希望日(第3希望まで)

申込み先 〒576-8501 税務室市民税係(住所記入不要)

☎895-2101 ☒ zeimu@city.katano.osaka.jp

※標題・件名に「確定申告申込」と記載し、本文に上記事項を記載してください。

申込み期間 12/2(月)～25(水)〈必着〉

※抽選結果・整理券は枚方税務署から1月中旬頃に発送するため、連絡先等の情報を枚方税務署に提供します。

※原則1通につき1人のみ有効ですが、家族分をまとめて相談する場合に限り、1通の整理券で家族全員分の相談ができます。

※相続税、贈与税、土地・建物・株式等の譲渡所得等の相談は行っていない。

※相談希望日の記載が無い場合は、定員に達していない日程に割り振ります。

※定員を上回った場合は抽選となります。

※既に作成された申告書の提出のみの場合は、入場整理券は必要ありません(内容の確認はしません)。

※各会場とも相談会場専用の駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。

「みんなにやさしいお店 合理的な配慮提供店」へのステッカーの配布

問 障がい福祉課
☎893-6400

市では、スロープの設置や筆談ボード等、合理的配慮の提供を行っている事業者等に対して、ステッカーを配布しています。入口やレジ等、分かりやすい場所に貼ることで、障がいのある方も利用しやすくなりますので、貼付にご協力をお願いします。

配布対象 市内の飲食・物販・医療機関等、障がい者を含む不特定多数の方の利用が見込まれる店舗等で、合理的配慮の提供を実施している民間事業者等

配布要件 次の要件を全て満たす店舗・事業者等

- ・合理的配慮の提供を行い、障がいを理由にサービスの提供や入店の拒否をしないこと
- ・利用者が分かりやすい場所にステッカーを貼ること
- ・暴力団および暴力団関係者ではないこと

申込み

①申込書等の提出(申込書はHPまたは窓口で配布)

必要事項を記入し、障がい福祉課に持参かメール、郵送

〒576-0034 天野が原町5-5-1 ☒ hukusi@city.katano.osaka.jp

②申込みフォーム



申込

